

近時の法改正をふまえた

米国デラウェア州LLCの概要と実務



Mayer Brown LLP

ニューヨーク州弁護士 竹田公子 弁護士・イリノイ州弁護士 田中健太郎

2018年1月から10月にかけての対米買収案件は211件と、過去最多であった1990年(193件)を28年ぶりに上回ったが 1 、デラウェア州の法律に準拠したC-Corporation(以下「Corporation」という)またはLimited Liability Company(以下「LLC」という)をM&Aの対象会社とするケースも多く見受けられる。また、米国にジョイントベンチャーを設立する比較的多くの案件でも、ジョイントベンチャーのエンティティとして、デラウェア州CorporationまたはLLCが選択されている 2 。しかしながら、デラウェア州CorporationおよびLLCの相違点を正確に理解している日本の実務家は必ずしも多くないように思われる。また、米国デラウェア州は、最新の判例等をふまえた先進的な法令を次々と導入していることから、日本の今後の実務を検討するうえで参考になる点も多い 3 。そのため本稿では、デラウェア州LLCの概要、LLCとCorporationの相違点を説明したうえで、LLCに関連するデラウェア州会社法の改正内容を簡単に解説することとしたい 4 。



LLCは、1977年に、ワイオミング州において石油・ガス事業等を営むベンチャー企業を

誘致するために誕生したのが始まりであるが、法人としての課税かパススルー課税のいずれかを選択することを可能とするチェック・ザ・ボックスルールが制定されたことなどをふまえ、米国全体に急速に広がった。

^{1 2018}年11月19日付日本経済新聞電子版(https://www.nikkei.com/article/DGXMZ037938260Z11C18A1MM8000/)。

² たとえば、GMと本田技研工業株式会社が水素燃料電池システムの量産のために設立したジョイントベンチャーはLLCの形式で設立されている(本田技研工業株式会社の2017年1月31日付リリース)。他方、JCRファーマ株式会社および株式会社メディパルホールディングスが、米国での臨床開発を統括・管理する目的で設立したジョイントベンチャーはCorporationの形式である(両社による2017年12月19日付のリリース)。

^{3 2006}年の会社法改正で、米国のLLCの日本版として合同会社が会社形態として認められたが、アマゾン ジャパンや西友が株式会社から合同会社に組織形態を変更するなど、組織形態として合同会社を選択するケースが増えてきている。米国のLLC と日本の合同会社では異なる点も見受けられるが、米国のLLCの議論は日本の合同会社はもちろんのこと、株式会社の法規制を議論するうえでも参考になる点が多いと考えられる。

⁴ なお、デラウェア州会社法については、中央経済社から近日中に出版予定の拙著『米国会社法実務Q&A―デラウェア州法に基づく会社の設立・運営』(仮題)にて実務上必要となるポイントをまとめているので、適宜参照されたい。

Corporationの株主と同様に、その構成員であるメンバーがLLCに係る負債や義務に関して有限責任でありながらも、チェック・ザ・ボックスルールにより、納税者がCorporationまたはパートナーシップとして課税されることを選択することができるという特徴を有する事業体である。米国では、法人とパートナーシップのいいところをそれぞれとり入れた事業体として位置づけられ、利用が拡大している 5 。



III LLCとCorporationの相違点

1 総論

デラウェア州のLLCの特徴はCorporation と比較するとわかりやすいが、主要な相違点 は【図表】のとおりである。

2 各論

【図表】のうち、特に、⑥ないし⑨がLLC のメリットとしてあげられることが多いが、 それぞれの概要は以下のとおりである。

(1) ⑥機関設計の柔軟性

LLCの場合には、Operating Agreementに記載さえすれば、組織運営や利益分担といった組織運営に関する事項を自由に定めることが可能であることから、ジョイントベンチャーを設立する案件であって、Corporationと異なる事項を定めるニーズがある場合には、CorporationではなくLLCを選択するニーズはあるであろう。一方で、柔軟性が高いということはOperating Agreementで定めなければならない事項が多いことを意味することから、Corporationの運営形態で問題ないのであれば、⑥は大きなメリットとはいえず、かえってOperating Agreementを作成する手間が発生することから、デメリットにもなり得るであろう。

【図表】LLCとCorporationの特徴比較

	LLC	Corporation
①所有者	メンバー	株主
②所有と経営	①メンバーがマネージャーを兼任または	株主が取締役を選任し、取締役が執
	②メンバーが別のマネージャーを選任	行役を選任
③メンバー/株主の責任	有限責任	有限責任
④経営者責任	過半数の議決権を有するメンバーおよび	取締役、執行役および支配株主が信
	マネージャーが信認義務を負う。ただし、	認義務を負う。なお、取締役につい
	Operating Agreementで免除可能	ては金銭債務は免除できるが忠実義
		務は免除不可。
5会議	法律上不要。Operating Agreementで別	法律上必要
	途の定め可能	
⑥機関設計の柔軟性	高い(Operating Agreement次第)	低い(法律による制限)
⑦個人情報の秘匿性	高い	低い
⑧シリーズ	利用可	利用不可
⑨税務上の取扱い	パススルー課税	二重課税

⁵ なお、州ごとにLLCに関する法律は存在するが、①柔軟性の高い法律、②豊富な判例の蓄積と予測可能性が高い裁判所、③迅速かつ合理的な当局の対応、④投資家を含む関係者に対する高い知名度から、デラウェア州を準拠法とするLLCを設立するケースが多い。他方、実際に事業を行う州で別途事業登録が必要になる点はデラウェア州で会社を設立するデメリットといえる。米国の州法人税は多様であり、税務上の検討は会社の事業の内容・状況をふまえ慎重に検討する必要がある。

(2) ⑦個人情報の秘匿性

デラウェア州のCorporationについては、定款上、(ア)会社の名称、デラウェア州内における会社の住所とエージェントの名称と住所、(イ)会社の事業目的、(ウ)発行可能株式総数および1株当たりの額面価格ならびに(エ)設立者の氏名および郵便先住所を記載する必要があるとされており 6 、年次報告書に取締役の氏名および報告書に署名する執行役員の氏名を記入する必要がある 7 。

他方,デラウェア州でLLCを設立する際の 基本定款(Certificate of Formation)には前 記(ア)の記載があれば足り⁸,また,LLCには 年次報告書の提出義務が課されていない⁹。

そのため、LLCのメンバーやマネージャーの名前や住所を開示する必要がないため、Corporationと比較した場合に、LLCのほうが秘匿性が高いと考えられることから、メンバーやマネージャーの名前や住所を開示したくない場合には、LLCを選択することも考えられる。

(3) ⑧シリーズ (Series)

デラウェア州のLLCは、Series LLCを組成することができるという特徴がある 10 。 Series LLCはLLCのなかで組成されるものの、各Series LLCは独立した存在として扱われており、債務を連帯して負担するものとはされていない 11 。また、(組成するLLCの数によっては)LLCを別途組成するのと比較して費用が安いことから 12 、たとえば、複数の賃貸物件を保有しているような場合には、そ

れぞれの物件につきSeries LLCを組成するといったニーズがあるであろう(なお、以下、従来利用されていたSeriesをProtected Seriesと呼ぶ。今回創設されたRegistered Seriesとの相違点は後述のとおりである)。

(4) ⑨税務上の取扱い

LLCの最大の特徴は一定の要件を満たす限 り、LLCレベルでの課税がなされず、投資主 レベルで課税がなされる点である(いわゆる パススルー課税)。そのため、子会社で利益 が出て、親会社に配当を行う場合を考えると、 子会社がCorporationの場合. いったん Corporationレベルで生じた利益に対して課税 がなされたうえで、残額が親会社に配当され、 親会社の配当所得に対しまた課税がなされる というのに対し(いわゆる二重課税). 子会 社がLLCの場合は、LLCレベルでの課税が生 じず、利益の全額が親会社に対し配当された うえで、親会社の配当所得に課税がなされる という帰結となる。また、投資主レベルでの 課税が行われることから、投資主とLLCを単 体でみた場合に、投資主では利益が出ており、 LLCでは損失が生じている場合に、投資主の 利益とLLCの損失を通算して投資主の課税対 象額を減額するということも考えられる。こ のように一般論としてはLLCにはパススルー 課税を利用したメリットがあり得るものの, 日本法人の直接の米国子会社をLLCとする場 合で、当該LLCがパススルー主体であるとき は、(i)日本法人自体が米国に恒久的施設 (permanent establishment) を有するとみな

⁶ DGCL§ 102(a).

⁷ DGCL§502.

⁸ DLLCA§18-201.

⁹ "Annual Report and Tax Instructions" (https://corp.delaware.gov/paytaxes/)。

¹⁰ DLLCA§ 18-215.

¹¹ DLLCA § 18-215(a).

¹² 通常のLLCを組成する場合には500ドルが必要になるが、Series LLCの場合には750ドルが必要となる。ただし、Series を新たに加える場合には50ドルしか要しないことから、たとえば、10個のLLCを組成する場合には、Series LLCを用いたほうが3,750ドル $(5.000 \, \text{Fu} - 1.250 \, \text{Fu})$ 安くなる。

され¹³. 米国の課税対象となり、また、税務 調査等を受け得ること (ii)日本法上 米国 LLCは外国法人とみなされ、損益通算を行う ことができないと解されていること¹⁴から. パススルー課税によるメリットは限定的である。

2018年改正米国デラウェア州 📖 会社法(LLC関連)

米国デラウェア州LLCは実務のニーズや新 しい判例の動向をふまえ、頻繁にその内容が アップデートされているが、2018年の改正点 は以下のとおりである¹⁵。

1 会社分割制度の創設

今回の改正によって、デラウェア州LLCの 権利義務を2つ以上のLLCに承継させる会社 分割を実施することが可能になった。この 点、2018年8月1日よりも前に締結された契 約については、譲渡禁止特約において、権利 の移転や合併等を禁止していれば、会社分割 を明示していなかったとしても、 会社分割も 含めて禁止事項に含めて解釈するとされてい る。他方、2018年8月1日以降にデラウェア

州LLCを契約当事者として締結された契約に ついては 会社分割を契約書上明示しなけれ ば 譲渡禁止特約等の対象に含めて考えるこ とができなくなるため、デラウェア州LLCを 契約当事者とする契約を締結する場合には. 会社分割制度が存在することを前提としたワ ーディングをする必要がある点に留意が必要 である¹⁶。

2 Registered Seriesの導入

Protected Seriesについては理論上いくつ かの疑義が存在したため17. 今回の改正により Registered Seriesが新設された。Registered SeriesはProtected Seriesと異なり. 以下の 特徴を有する18。

- ① Seriesを組成するためには、デラウェア州 の州務長官室 (Secretary of State) において 証明書(Certificate)をそれぞれ取得する必 要がある19。
- ② Seriesの名称の冒頭でLLC自身の名称を記 載する必要があり、当該名称は他の事業体と 区別できる必要がある20。
- ③ 各SeriesはFranchise Taxを支払う必要があ る²¹。
- 4 各SeriesがGood Standing等の証明書 (Certi ficate) を発行することができる²²。
- ⑤ Series同士の合併が可能²³。

- 14 国税庁「米国LLCに係る税務上の取扱い」(https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/hojin/31/03.htm)。
- 15 そのほかにも、Statutory Public Benefit Limited Liability Companiesが新設されるなどの改正がなされたが、誌面の関 係上割愛する。
- 16 たとえば、デラウェア州LLCを借入人とする借入契約 (Credit Agreement) では、本改正前までは会社分割を禁止事項と して定めていなかったことから、会社分割を明示的に禁止事項に加える契約書も出てきている(https://www.sec.gov/ Archives/edgar/data/65270/000006527018000031/amended and restated creditag. htm).
- 17 たとえば、Seriesが、UCC(米国において各州の商法を統一するにあたって作成されたモデル法案である米国統一商事法典、 Uniform Commercial Code) 上の "Debtor "に該当するか否かなど。
- 18 Protected SeriesからRegistered Seriesへの転換も認められている (DLLCA§ 18-219)。
- ¹⁹ DLLCA § 18-218(c).
- 20 DLLCA§18-218(d)(1)および§18-102.
- ²¹ DLLCA§ 18-1107.
- 22 DLLCA § 18-218(d)(9).
- ²³ DLLCA § 18-221.

¹³ 恒久的施設(以下「PE」という)とは、事業を行う一定の場所であって企業がその事業の全部または一部を行っている場所 のことをいい、(a)事業の管理の場所、(b)支店、(c)事務所、(d)工場、(e)作業場および(f)鉱山、石油または天然ガスの坑井、採石 場その他天然資源を採取する場所を含むものとされている(日米租税条約5条)。なお、租税条約上のPEと国内法のPEの範 囲が異なる場合にどのような適用関係になるか争いがあったが、平成30年度税制改正により、適用される租税条約上のPEと 国内法のPEの範囲が異なる場合には、国内法上、租税条約上のPEが適用されることが明確にされたことから(改正後の所得 税法2条8号の4および法人税法2条12号の19)、ここでは日米租税条約上の定義のみを紹介することとする。

なお、Registered Seriesに関連して、デラウェア州当局はシステムのアップグレードを行っているため、2019年8月1日がRegistered Seriesの施行日とされている。

3 ブロックチェーンを含む電子ネットワークの活用

今回の改正により、Corporationと同様に、デラウェア州のLLC等がブロックチェーンを含む電子ネットワークを記録の保管や議決権行使のために使用できることが明確化された。ブロックチェーン技術等を利用することにより、情報管理の正確性が増すとともに、事務手続上のミス等が生じる可能性を軽減することができるといえよう。日本では、これらの議論が十分になされていない状況であるから²⁴、今後日本の会社法での立法を検討するうえで米国の議論は参考になるであろう。

4 その他の改正点

前記の改正に加え、公益活動を目的とする LLC(Statutory Public Benefit Limited Liability Company)のSubchapterが新たに 新設され²⁵、設立、運営等に関する規定が設 けられるとともに、デラウェア州の司法長官 の申立てにより、衡平法裁判所が、LLCの権 限、特権または存在を濫用し、または誤用し たことを理由に、設立証明書(Certificate of Formation)を取り消すことができる旨の規 定²⁶も導入されているが、今回は誌面の関係 上、これらに関する解説は割愛する。

* * *

本稿では、デラウェア州LLCとCorporation の基本的な内容を説明するとともに、デラウェア 州会社法の直近の改正ポイントについて概説した。特に、デラウェア州LLCが契約当事者またはM&Aの対象会社となる場合には、会社分割制度が創設されたことをふまえた契約書のドラフティングが必要になることには留意が必要である。また、ブロックチェーンを含む電子ネットワークに関連する規定については、日本の会社法の議論の参考になるであろう。デラウェア州会社法は最新の判例をふまえて常に進化し続けていることから今後も目を離すことができない。

竹田公子(たけだ きみこ)

Mayer Brown LLPカウンセル(米ニューヨークオフィス)。ウェルズリー大学、デューク大学ロースクールを卒業。ニューヨーク州弁護士。会社法、M&A、組織再編、銀行および投資顧問の規制等の企業法務全般において助言を行う。そのほかにも、紛争解決、雇用法、移民法等の企業活動に関連する広範囲な分野において実務経験を有する。近日中に中央経済社より出版予定の『米国会社法実務Q&A一デラウェア州法に基づく会社の設立・運営』(仮題)の編著者である。

田中健太郎(たなか けんたろう)

Mayer Brown LLP Foreign Associate (米シカゴオフィス)。日本国弁護士、イリノイ州弁護士。中央大学を卒業し、TMI総合法律事務所で約8年勤務した後、ミシガン大学ロースクールを卒業。2018年7月からMayer Brown LLPで研修中。M&A、フランチャイズを中心に企業法務全般を取り扱い、これらに関連する多数の論文・書籍の執筆を行う。近日中に中央経済社より出版予定の『米国会社法実務Q&A一デラウェア州法に基づく会社の設立・運営』(仮題)の執筆者である。

²⁴ インフォリア株式会社が2018年にブロックチェーンを用いた議決権行使の実証実験を実施した旨公表している(https://www.asteria.com/jp/news/press/2018/06/14_01.php)。また、株主総会プロセスの電子化促進等に関する研究会においても、新しいニーズに対応するために、ブロックチェーン等の新しい技術も使っていきたいとの発言があった(2018年2月28日開催第9回:http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/sansei/kabunushisoukai_process/pdf/009_giji.pdf)。倉橋雄作「第3回 ブロックチェーンを活用した株主総会運営」NBL Nol127は、日本において株主総会の運営にブロックチェーンを活用する場合の可能性や法的問題点について独自の検討をしており、参考になる。

²⁵ Subchapter XII (Sections 18-1201 through 18-1208).

²⁶ Section 18-112.